

## 一般社団法人岡山県医療ソーシャルワーカー協会役員選挙規程

(目的)

第1条 この規程は、役員選挙を円滑に行うために、役員選挙に関する基準を定めるものとする。

(選挙管理委員会)

第2条 役員を選出するため、理事会の議決を経て選挙管理委員会を置く。

2 任期は次期選挙管理委員の任命までとする。

第3条 選挙管理委員会は、理事会が委託する3名の委員をもって構成し理事および監事選挙を管理・運営することを目的とする。

2 選挙管理委員長は選挙管理委員の中から互選する。

第4条 選挙管理委員会は次の事務を行う。

- (1) 選挙の告示、立候補者届の受理、立候補者の発表
- (2) 投票と開票の管理および投票の有効と無効の判定
- (3) 当選通知の発行
- (4) 選挙結果の会員への報告
- (5) その他選挙管理に必要な事項

(選挙権)

第5条 選挙権は、告示1ヶ月前にA会員になっている者に与えられる。被選挙権は、告示前1年以上A会員である者とする。

(告示)

第6条 選挙告示は、投票日の2ヶ月前までにされなければならない。

(立候補)

第7条 理事・監事は立候補および推薦による。なお、推薦は本人の同意を得た者とする。

2 告示の日より2週間以内に選挙管理委員長まで届け出る。

(理事定数)

第8条 理事定数は、告示の1ヶ月前のA会員数により理事会が定める。

(投票)

第9条 選挙は立候補者届のあった者について、投票は無記名とし、所定の投票用紙を用いる郵便投票とし、指定の日付までの消印のあるものをもって有効とする。

第10条 理事および監事の投票は、定数名を連記とする。

(当選)

- 第 11 条 当選者は有効投票の最多数を得た者から順次定め、同数の場合は抽選とする。
- 第 12 条 役員が当選後、任期中に欠けた場合は、次点者のある場合は繰り上げ当選とする。
- 第 13 条 理事の定数と立候補者が同数の場合、あるいは定数に満たない場合には、信任投票とし、投票者の半数をもって信任とする。

(改廃)

- 第 14 条 この規程は、理事会の議決を経なければ改廃することができない。

(施行)

- 第 15 条 この規程は 2017 年 4 月 3 日より施行する。